



国海案第 19 号  
平成 22 年 5 月 14 日

社団法人 日本船舶品質管理協会  
常務理事 武山 誠一 殿

国土交通省  
海事局安全基準課長 久保田 秀夫



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の  
一部を改正する法律等の制定について（通知）

標記につきまして、下記の法律等が、公布される予定となっておりますので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

記

1. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律
2. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令
3. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令
4. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める省令

以上



## 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約附属書I及び附属書VIの改正に対応するため、窒素酸化物の放出規制の対象となる原動機の範囲を拡大するとともに、他のタンカーとの間におけるばら積みの貨物油の積替えを行う一定のタンカーに船舶間貨物油積替作業手引書（仮称）の作成及び備置き、当該貨物油の積替えの際の事前通報等を義務付けることとする等の所要の措置を講ずる。

### 1. 骨子

#### (1) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部改正関係

##### ア 一定の海域における一定の油の積載禁止の規定の新設

船舶から排出された油が滞留することによる汚染を特に防止する必要がある海域においては、重質油をばら積みの貨物又は燃料油として積載した船舶を航行させてはならないこととする。

##### イ 船舶間貨物油積替作業手引書（仮称）の備置義務等の新設

- 他のタンカーとの間におけるばら積みの貨物油の積替え（以下「船舶間貨物油積替え」という。）を行う一定のタンカーの船舶所有者は、船舶間貨物油積替作業手引書（仮称）を作成し、国土交通大臣の検査を受け、これを当該タンカー内に備え置き、又は掲示しておき、これに従って船舶間貨物油積替えを行わなければならないこととする。
- 日本国の内水、領海又は排他的経済水域において船舶間貨物油積替えを行うタンカーの船長は、あらかじめ、海上保安庁長官に通報しなければならないこととし、海上保安庁長官は、当該船舶間貨物油積替えに起因した油の排出のおそれがあると認める場合には、必要な限度において、船舶間貨物油積替えを行う時期又は海域の変更等を命ずることができることとする。

##### ウ 窒素酸化物の放出規制及び燃料油中の硫黄分濃度の規制の見直し

- 窒素酸化物又は硫黄酸化物の放出による大気汚染の防止に関する試験等を行うために、国土交通大臣の承認を受けたものについては、放出規制の適用除外とする。
- 硫黄分濃度等の基準に適合する燃料油について、入手を予定していた場所において入手できなかった場合にとるべき措置を講じてもお入手できない場合は、硫黄分濃度等の基準の適用除外とし、その場合には国土交通大臣に通報しなければならないこととする。

##### エ 燃料油変更作業手引書（仮称）の備置義務等の新設

航行中に、進入しようとする海域に係る燃料油中の硫黄分濃度に関する基準に適合させるため、その使用する燃料油の変更をする船舶の船舶所有者は、燃料油変更作業手引書（仮称）を作成し、これを船舶内に備え置かなければならないこととする。

##### オ 揮発性物質放出防止措置手引書（仮称）の備置義務の新設

原油の輸送の用に供するタンカーの船舶所有者は、揮発性物質放出防止措置手引書（仮称）を作成し、国土交通大臣の検査を受け、これを当該タンカー内に備え置き、又は掲示しておかなければならないこととする。

##### カ オゾン層破壊物質を含む材料を使用し、又は設備を設置した船舶の航行禁止規制の見直し

オゾン層破壊物質を含む材料を使用し、又は設備を設置した船舶の航行の禁止に関する規定は、オゾン層破壊物質が放出されるおそれのない設備のみを設置した船舶については適用除外とする。

##### キ その他所要の措置を講ずる。

#### (2) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正関係

窒素酸化物の放出規制の経過措置として当該規制の適用を除外されている平成12年1月1日前に建造され又は建造に着手された船舶に設置された原動機の一部を新たに適用対象とするとともに、オゾン層破壊物質の規制の経過措置としてオゾン層破壊物質を含む材料を使用し、又は設備を設置することができることとされている一定の船舶の船舶所有者は当該設備の一覧表を当該船舶内に備え置き、又は掲示しておかなければならないこととする等、経過措置の改正を行う。

### 2. 留意事項

(1) 閣議決定希望日 平成22年1月29日

(2) 期限切れ 本法案は条約の改正に対応するものであり、1.(1)オの規制の対象となる現存船舶は平成22年7月1日までに船舶検査を受ける必要があるところ、検査の実施等に2ヶ月程度の期間を要することから、平成22年4月下旬までに成立する必要がある。

# 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案について

平成22年5月  
国土交通省

## 1. 背景

1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約（以下「マルポール条約」という。）附属書VI（船舶による大気汚染防止のための規則）の改正案が採択され、平成22年7月1日に発効することが決定されたことから、当該改正内容に対応するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）案を今国会に提出した。改正法による措置内容のうち、揮発性物質放出防止措置手引書については、発効の日以降備置き又は掲示義務がかかることから、事前に相当検査を実施する必要があり、改正法附則第1条第2号に規定する『施行日前の政令で定める日』以降相当検査を行うことができることとしている。

このことから、同号の施行期日を定めるため、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」を定めることとする。

## 2. 概要

改正法附則第1条第2号に規定する『施行日前の政令で定める日』を平成22年5月20日とする。

## 3. スケジュール（予定）

閣	議：平成22年5月14日（金）
公	布：平成22年5月19日（水）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案について

平成22年5月14日  
国土交通省

1. 背景

平成20年10月に行われた国際海事機関（IMO）の海洋環境保護委員会（MEPC）において、1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約（以下「マルポール条約」という。）附属書VI（船舶による大気汚染防止のための規則）の改正案が採択され、平成22年7月1日に発効することが決定されました。これに対応するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が今国会で成立しました。

これを受け、改正法の施行に伴い必要となる政令改正事項及び附属書VIの改正に伴い必要となるその他の政令改正事項について、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和46年政令第201号）の一部を改正する政令を定めることとするものです。

2. 改正の概要

①船舶に設置される原動機からの窒素酸化物の放出基準を以下のとおり変更すること（第11条の7）

なお、現行規制の対象となる原動機については、引き続き現行規制を適用する（附則第6条）

	【現行規制】	【改正後】
	対象：規制開始日※1から平成22年12月31日までに建造され又は建造に着手された船舶に設置されたもの	対象：平成23年1月1日以降に建造され又は建造に着手された船舶に設置されたもの
定格回転数毎分130回転未満※2	17.0 g/KWh 以下	14.4 g/KWh 以下
定格回転数毎分130回転以上2000回転未満※2	45/（回転数の0.2乗） g/KWh 以下	44/（回転数の0.23乗） g/KWh 以下
定格回転数毎分2000回転以上※2	9.8 g/KWh 以下	7.7 g/KWh 以下

※1 国際航海船舶は平成12年1月1日、それ以外の船舶は平成17年5月19日

※2 定格回転数以外に、ディーゼル機関及び定格出力が130kW以上であることが共通条件

- ②バルティック海海域及び北海海域において船舶で使用する燃料油中の硫黄分濃度の基準を1.5%以下から1%以下に変更すること（第11条の10第2項）
- ③船舶において焼却が禁止されている油等の対象として、船舶からの窒素酸化物又は硫黄酸化物の放出量を低減させるための装置の使用に伴い生ずる廃棄物を追加すること（第12条）
- ④改正法附則第2条に規定する揮発性物質放出防止措置手引書に係る施行日（平成22年7月1日）前の相当検査に関する経過措置を規定すること（附則第2条～第5条）
- ⑤その他関係政令の整備を行うこと（附則第7条及び第8条）

### 3. スケジュール（予定）

閣 議：平成22年5月14日（金）

公 布：平成22年5月19日（水）

施行期日：・改正法附則第1条第2号の政令で定める日（平成22年5月20日）：④  
・平成22年7月1日：①～③、⑤

【問い合わせ先】 総合政策局海洋政策課 企画調整官 浅井 俊隆  
海 事 局安全基準課 課長補佐 西 敏英

[連絡先] 03-5253-8111（内線24-380）、03-5253-8962（直通）

# 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の 一部の施行に伴う経過措置を定める省令について

平成22年5月  
国土交通省  
総合政策局海洋政策課  
海事局安全基準課

## 1. 背景

マルポール73/78条約(以後の改正を含む)附属書VI(以下単に「附属書VI」という。)では、船舶から放出される窒素酸化物等の放出ガスによる大気汚染の防止のために、必要な規制を定めており、我が国はこれを国内法令に取り入れ、適切に規制を実施している。

今般、平成20年10月に行われた国際海事機関(IMO)第58回海洋環境保護委員会(MEP C58)において、附属書VIの改正が採択され、平成22年7月1日に発効することとなっている。

これを受け、附属書VIの締約国として本改正を確実に実施するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)案を今国会に提出したところである。

当該改正法の施行のために、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備及び経過措置に関する省令を定める。

## 2. 概要

原油タンカーには、揮発性有機化合物の放出防止に関し、その乗組員等が講じるべき措置を記載し、主管庁による承認を受けた揮発性物質放出防止措置手引書の備置き又は掲示義務が、平成22年7月1日において発生する。

このため、条約発効日(平成22年7月1日)前であっても揮発性物質放出防止措置手引書に係る検査ができるよう、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備及び経過措置に関する省令を以下のとおり規定する。

### (1) 経過措置関係

相当検査(平成22年7月1日以降の揮発性物質放出防止措置手引書に係る検査に相当する検査)の実施に所要の手続き・基準等を規定する。

### (2) 組織関係(附則において措置)

海事局安全基準課環境基準室及び検査測度課の船舶検査官並びに地方運輸局等の海事技術専門官の所掌事務に、揮発性物質放出防止措置手引書に係る基準の企画立案や検査等を追加する。

## 3. スケジュール(予定)

公 布：平成22年5月20日  
施 行：平成22年5月20日